



鳥羽市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更した。

平成20年 5月30日

鳥羽市長 木田久主一

1 鳥羽市神島町字虎亀に編入する区域

鳥羽市神島町字虎亀602の2、602の28、616の18から616の20までの地先公有水面埋立地1,580.20平方メートル

2 鳥羽市神島町字乾に編入する区域

鳥羽市神島町字乾193の4、字虎亀602の28、616の18の地先公有水面埋立地3,723.96平方メートル

鳥羽市神島町字東山244の4、字乾193の4の地先公有水面埋立地12,087.74平方メートル